

暴風警報発令時等における臨時休業などについてのお知らせ

台風接近に伴う、児童の安全確保については、川崎市教育委員会からの通知によって下記の通り対応することになっております。年度初めにあたり、再確認する意味でお知らせしますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。なお、児童に対しましても繰り返し指導いたしますが、保護者の皆様方におかれましてもお子様とともにご確認いただければ幸いです。なお、ご不明の点がございましたら、ご遠慮なく担任等にご確認ください。

- 川崎市内（神奈川県内のいずれかの市町村等）に「暴風警報」「暴風雪警報」「特別警報」が午前6時の時点で発令された場合、あるいは発令が継続されている場合は、児童の安全確保のため、当日一日を臨時休業（休校）とします。天気予報等に十分ご注意ください。
また、登校させるか否か迷われた場合は、お子様の安全を第一に考え判断してください。なお、当日が修学旅行などの行事にあたっている場合には、実施か否かをご連絡します。
- 「暴風警報」「暴風雪警報」「特別警報」以外の警報（「大雪警報」「大雨警報」等）が発令された場合などについては、その状況に応じて学校として判断をし、保護者の皆様には配信メール等でお知らせします。
- 児童の登校後、「暴風警報」「暴風雪警報」「特別警報」が発令された場合については、授業時間を繰り上げ、安全なうちに児童を下校させます。ただし、下校する時間が暴風の来襲などと重なるおそれのある時などは、児童を学校で待機させるなどの安全措置を講じることがあります。
また、「暴風警報」以外の警報が出た場合は、授業時間を繰り上げるか（途中で下校させるか）どうかについては、その都度学校が判断します。
いずれの場合でも、授業を繰り上げる場合には、配信メール等でお知らせします。
- その日一日を臨時休業（休校）と決定した場合は、天候が回復しても途中から登校させることはいたしません。昼食の準備その他、混乱することがあると考えられるからです。

今回のお知らせは、臨時休業（休校）の対象が、これまでは「暴風警報」のみでしたが、「暴風雪警報」と「特別警報」の2つの警報についても、同様の対応をさせていただくことをお知らせするものです。